

造林公社が公社営林の管理を止めるとした場合の想定

■ 1. 現状認識

- ・造林公社は、土地所有者との分収造林契約により、地上権を設定し、造林し、立木を共有し、保育管理を行い、伐採収入により分収を行うこととなっている。
- ・公社営林は、現在その多くが間伐を中心とした保育管理の必要な時期にある。
- ・公社は、木材価値を保ちつつ、森林の公益的価値を発揮できるよう、また、コストを抑制抑えるよう、保育基準を見直しながら、間伐を中心に保育管理を行っているところ。

■ 2. 公社営林の管理(および将来の伐採、分収等)を止めるとした場合の想定

1. 公社営林について ※

○林分の過密化が進行する

- ・単木の肥大成長が低下し、下枝は枯れ始める。
- ・個々の林木は、健全な樹形等を保てなくなる
- ・諸被害に対応する抵抗力が低下する

○林分が鬱閉した状態(樹冠が相接して隙間がなくなり、日光を直接地面に通さないような状態)になる。

- ・下層植生が衰退する。
- ・表土の流乏が発生する。

→木材資源としての価値が低下

→少なくとも短期的には、森林の公益的機能が低下し、災害などの危険が増大

2. 造林公社について

○主要な事業がなくなることになるので、このままの組織としては存続が困難になる。

○現在の公社営林は、1のとおり引き続き管理が必要であるから、土地所有者が自ら保育管理ができない場合は、公社に代わる管理主体が必要となる。

→いずれにせよ、分収造林契約が合意解除できない場合の対応、公社が存続しない場合の分収造林契約の当事者としての地位、地上権、立木の共有持ち分の扱いさらに検討が必要。

【参考】

間伐をせずに放っておいて...

間伐することによって...

◎過密なままでは、木は太く育ちません。
木材としての価値も下がります。

◎薄暗い森林では下草などが育たず、土壌が流出します。
さらに、風雪害などを防げます。

台風による倒木被害

雷害

地域の安全で
安心なくらし
のためにも
間伐は必要です。

幹が太くしつかりとし、下層植生も豊かな森林
に育ちます。価値の高い「財産」になります。

◎間伐材を利用することで間伐経費をまかう
ことができます。

おいしい水や美しい景観
などの森林の恵みは、森
林が健全な状態であつて
こそもたらされます。
地球温暖化の防止にも貢
献します。

出典：林野庁整備課造林間伐対策室「パンフレット「間伐しよう！あなたの山」」